

〔滋賀大生のための判例入門(1)〕 シリーズを始めるにあたって

坂田雅夫

Masao Sakata

滋賀大学 経済学部 / 教授

滋賀大学経済学部の法学系教員により、この彦根論叢を中心として、判例評釈のシリーズを始めることになった。シリーズを始めるにあたって、メンバーの一人である坂田が、まずはその趣意を記しておこうと思う。

判例とは、過去に裁判所が出した多くの判決の中で、他への影響があると思われる重要な判断が含まれている判決を意味している。

法律の勉強をしていると、大事になるのが条文とこの判例である。条文だけ読んでいても、なかなか具体的なものは見えてこない。条文を読みながら判例を見ることによって、具体的にどういった場合にどのようなことが求められているのかが分かってくる。そのため法学系の講義では、判例を引用しながら進められることが多い。

講義で判例を引用・解説されると、その判例を調べることが復習として求められている。講義では、判例が紹介されるときに、いわゆる判例百選といわれる書籍での番号や該当ページが指示されることが多い。判例百選については後で説明するが、冊子体として滋賀大学図書館に原則所蔵されているし、また滋賀大学は特別に契約しておりオンラインでも閲覧可能となっている。

判例百選は優れた書籍ではあるが、欠点が無いわけではない。書籍という性質上、刊行後の直近の判例には触れられていない。一つの判例で原則2頁以内に纏めるため、それぞれ限られたテーマでの判例の要約と解説になっている。また、それぞれの判例ごとにテーマを棲み分けるために、最近の面白い判例に、難しいテーマで解説が書かれていたりする。そのため深く勉強しようとしたら、判例百選をいかに越えるかが問われることになる。

彦根論叢での判例評釈シリーズを始める目的は、この判例百選の欠点を埋めることにある。講義で取り上げた直近の判例が、まだ判例百選に掲載されていない場合に、受講生に容易に入手可能な形で、講義で触れた事項を纏めておくこと。また大事な判例をより深く解説しておくこと。さらには最近の判例を用いて授業での基礎的なテーマを解説しておくこと。これらの目的をとおして、最終的には、それぞれの講義の受講生により簡易に判例及びその解説に触れる機会を与えることを目指している。

II 判例の見つけ方

(1) 判例の表記の仕方

講義や教科書などで判例を紹介する際には、ある程度決まった紹介の形式がある。簡易に紹介する場合には、後述する判例百選での番号だけを附記することもあるが、正式には、掲載誌のページ数や、裁判所が事件ごとに付している事件番号を附記することもある。

例えば、年金の給付減額が問題となった事件の最高裁判決を講義で取り上げる際には、「(憲法)百選Ⅱ132」と書かれたり、「最高裁第二小判令和5年12月15日民集77巻9号2285頁」と書かれたり、「令和4年(行ツ)第275号年金減額改定決定取消等請求事件 令和5年12月15日 最高裁第二小法廷判決」と書かれたりする。二つ目の形式は良く用いられるものだが、この場合、「民集」というのは「最高裁判所民事判例集」という冊子の略称である。

それぞれを手がかりにして、図書館やインターネットを介して判例を調べることになる。調べるときの代表的素材には次のようなものがある。

(2) 有斐閣・判例百選、各種判例集

講義で、判例を紹介する際には、判例百選が挙げられることが多い。判例百選は、有斐閣という出版社が雑誌ジュリストの別冊として刊行している。それぞれの法律分野ごとに百選がだされている。百選と題されてはいるが、判例が百個だけ載っているわけでもない。憲法では、「憲法判例百選」がⅠ・Ⅱの2冊組みになっており、合計すると227個もの判例とその解説が掲載されている。

滋賀大学図書館はこの判例百選を所蔵している。また滋賀大学では特別に判例百選の電子版も契約しており、大学校内（またはVPN接続を介して）では、下に挙げるWestlaw Japanデータベースのなかで全ての判例百選を閲覧することが可能である。

また判例百選以外にも、学習用の教材として各種の判例集が発売されている。

(3) 判例雑誌

判例百選などの学習用の判例教材を読んだ後に、更に深めて調べてみたいという場合には、もちろん判決文そのものを読むことが必要になる。

公式の判例集としては最高裁判所による『最高裁判所判例集』という雑誌が刊行されている。この『最高裁判所判例集』は民事と刑事の中で分けられており、それぞれ『民集』『刑集』と略して表記される。

また民間の判例雑誌では、『判例時報』と『判例タイムズ』が有名である。判例表記では、それぞれ「判時」と「判タ」と略して表記される。

滋賀大学ではこれらの判例雑誌を全て所蔵している。また「判タ」は、後述のWestlaw Japanデータベースで電子版が可能である。

(4) 裁判所のHP

最近の判例の場合、裁判所のホームページ (<https://www.courts.go.jp/index.html>) で判決が公開されていることもある。

裁判所HPの上のタグの中から「裁判例を調べる」を選択すると、裁判例の検索画面にいくことができる。判例は授業や判例百選の中では、上記の判例表記の仕方で掲げたような情報が記されていることが多い。その情報を手がかりに、裁判所の名前、判決年月日、または事件番号等を検索条件に入力して探していくことになる。

(5) Westlaw Japan

滋賀大学では法学系の統合データベースとして Westlaw Japan と契約をしている。Westlaw Japan の見つけ方については本稿の最後に画像付きで示しておく。このデータベースには、日本の判例のなかで、授業で用いるようなものは、ほぼ確実に見ることができる。また裁判所のHPでは見ることのできない古い判例も収録されていることが多い。

またこの Westlaw Japan では、先述した有斐閣の判例百選をオプション契約しており、その電子版を確認することもできる。

(6) 各種雑誌

また法律系の雑誌では、判例の評釈・解説を連載しているものが多い。有名所では『法学教室』、『法学セミナー』、『ジュリスト』、『法律時報』があり、その全ての滋賀大学図書館では収蔵している。

また『法曹時報』という雑誌では、最高裁判所の判例の解説が連載されている。最高裁判所では、最高裁判所裁判官とは別に、中堅の裁判官が調査官として事件ごとの調査にあたり、この調査報告は最終的な最高裁判決にも大きな影響を与えることがあるとされている。『法曹時報』では、当

該事件を担当した調査官が最高裁判決の解説を行っている。また調査官解説は、短いものであれば、先述した『ジュリスト』や『法律時報』という雑誌にも掲載されることがある。

判決本文を読んで、更に深く調べたい場合には、この調査官解説は大変有益な文献となる。

(追記) Westlaw Japanの図書館HPからの見つけ方



電子ジャーナル・データベースをクリック。



法令・法律データベースをクリック。

法令・法律データベース	
Westlaw Japan	戦前判例を含む約26万件の判例、約5万件の官報掲載後の法令、約2万件のパブリックコメント、時事通信社による司法・行政・社会分野のニュース、新日本法規出版による一部図書、判例・法律解説書等が収録されている法律データベースです。 【同時アクセス：50】 「 Westlaw Japan 」のマニュアル
有斐閣オンライン・データベース	有斐閣が発行する主要雑誌等の全文データベース。本学では『判例百選』最新版およびバックナンバー等と『法律学小辞典』第5版に収録されている法律用語の検索・読みの閲覧ができます。なお、有斐閣オンライン・データベースはWestlaw Japanのオプションサービスです。Westlaw Japanにアクセスし、右上の「有斐閣オンライン・データベース」バナーからご利用ください。『判例百選』はWestlaw Japanの検索結果からもアクセスできます。 【同時アクセス：1】
インターネット版官報	独立行政法人国立印刷局提供のインターネット版『官報』です。直近1週間分を配信しています。
e-Gov法令検索	総務省による各府省が確認した法令データを提供するシステム。 現行施行されている法令（憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規則）が検索可能。
日本法令索引	国立国会図書館によるサービス。現行法令・廃止法令・制定法令の検索、および法律案・条約承認案件の検索ができる。
自治体Web例規集へのリンク集（全国）	地方自治体が公開している、条例や規則（例規集）へのリンク集です。滋賀県例規集もご覧になれます。

Westlaw Japanをクリック。